

# 木造住宅耐震改修等助成制度

## 制度の概要

既存の木造住宅の安全性を高める目的で、木造住宅の耐震改修又は除却（建替えに伴うものを含む。）を行った方の費用の一部を助成する制度を実施しています。

## 助成対象住宅

助成の対象となる住宅は、次に掲げる要件にすべて該当する住宅です。

(1) 次のいずれかに該当する市内に存在する木造住宅

①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの

②昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日に建築された階数が  
地上 2 階建以下の木造軸組在来工法によるもの

※②については枠組壁工法、パネル工法などは対象外となります。

(2) 所有者が現に居住している住宅（店舗等の併用住宅を含みます。）

(3) 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準で耐震改修等を行う住宅。なお、除却は簡易耐震診断の結果でも申請できます。

## 助成対象者

助成対象住宅を所有する個人の方です。ただし、共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者の方です。

## 助成金額（千円未満切り捨て）

### ●耐震改修の場合

耐震改修に要した費用（税抜）の 2 分の 1 以内で、150 万円を限度とします。

### ●除却の場合（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものが対象）

除却に要した費用（税抜）の 3 分の 1 以内で、50 万円を限度とします。

なお、助成金の交付は、予算の範囲内で、同一の住宅に対して 1 回を限度とします。

## 診断機関

耐震改修後の耐震診断について診断機関を指定しています。

■一般社団法人 東京都建築士事務所協会 北部支部の会員

■「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度要綱」に基づく耐震診断事務所

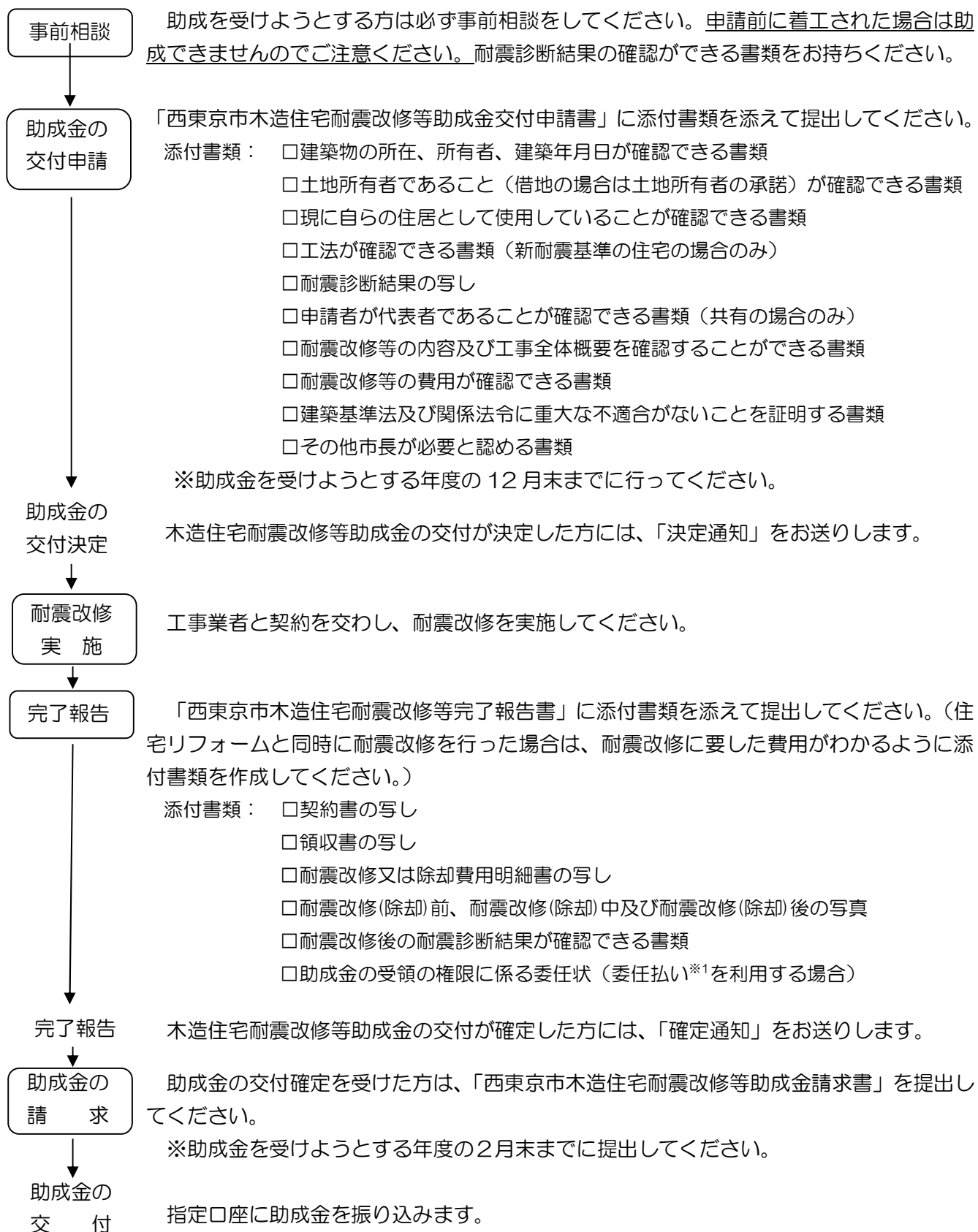
■建築士で市長が認めたもの

## お問い合わせは

西東京市まちづくり部住宅課住宅係

電話 042-438-4052（直通）

## 助成手続き



※1 委任払い 耐震改修等工事費用の支払いの際に、市からの助成金を差引いて業者に支払う仕組みです。委任払いを利用することで、助成金申請者は工事費用と助成金の差額分のみ用意すれば良いため、当初の費用負担が軽減されます（委任払いを利用するには、委任者（助成金申請者）と受任者（工事業者）との合意が必要です。）。